

【インドネシア】インドネシア法務人権省 2021 年省令第 14 号の施行に伴う特許権の実施猶予申請制度廃止について

インドネシア法務人権省は、法務人権省 2021 年省令第 14 号を 2021 年 2 月 3 日に公布し、即日施行いたしました。

この法務人権省 2021 年省令第 14 号は、インドネシアでの事業の国内実施義務を確実にするためとして策定された法務人権省 2019 年省令第 30 号を改正するもので、法務人権省 2019 年省令第 30 号中の実施猶予申請制度に関する条文が全て削除されました。

これに伴い、インドネシア知的財産総局における、特許権の実施猶予申請制度そのものが廃止されました。

そのため、特許付与から 36 か月の間実施されていない特許権は、第三者による強制実施権申請の対象となることとなります。

一方で、特許権の実施態様については、知的財産権法を含む、ジョブクリエーション法（いわゆる雇用促進法あるいは、オムニバス法と呼ばれています）によりますと、特許権実施の態様は、製造、輸入、ライセンスが含まれ、その解釈範囲が拡大されています。

現状において、特許付与から 36 か月間実施をしていない特許であっても、直ちに強制実施権が行使されることはなく、現実的な影響はないものと考えられます。また、かりに強制実施権が行使された場合には、特許権者に対し説明あるいは反論の機会が与えられます。

権利者にとって、さらに不安である場合には、上述のように特許権の実施態様が拡大されていることから、特許実施の根拠として、ライセンスの登録を行う、あるいは、当該特許を用いた製品を輸入している、というなんらかの記録（可能であれば公的記録）を取りおくことにより、強制実施権行使に備えておく対応が可能と考えられます。ただし、問題点として、インドネシア政府自体が、実施の状況を証明する書類として、例えば輸入の場合、どのような書類（証拠）があればよいのかについて明らかにしていません。

なお、2021 年 2 月 2 日以前に特許実施猶予申請をインドネシア知的財産総局

に提出していた場合、依然として旧省令である 2019 年省令 30 号が適用されて、特許実施猶予の対象となります。

2019 年省令 30 号（ジェトロ仮訳）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201907_1.pdf

担当 鈴木秀幹（S&I Japan）